壇論

税理士はどこまで責任を負わなくてはならないのか
～DES税理士損害賠償請求訴訟事件から考える～

金井義家
【京橋】

令和元年8月21日、東京高裁において、東京地裁に続いて再び東京都内の税理士法人に約3億3000万円の損害賠償が命じられた。いわゆる「DES税理士損害賠償請求訴訟事件」（以下「DES事件」）である。

1　「DES事件」の概要

「DES事件」と言われてもあまり聞いたことがないという人もいるだろうから、その概要を簡単に説明していく。これ以上の詳細を知りたい方は、判決原文を入手していただきたい。事件番号は東京地裁が平成25年（ワ）第26327号、東京高裁が平成28年（ネ）第3213号である。

会社経営者であるA氏は、自身が代表取締役を務める甲社に9億9000万円の長期貸付債権（以下「債権」）を有していた。しかし甲社は簿価で9億円を超える債務超過に陥っており、完済の見込みはたっていないが経営は継続している。このような状況でA氏に相続が発生すると、財産評価基本通達204により、債権の相続税評価額は額面と同額の9億9000万円となる可能性が高い。仮に相続税率を50％として計算した場合、この債権からは約4億9500万円の相続税が発生することになる。ところが甲社は9億円を超える債務超過に陥っているわけだから、債務超過相当額と回収不能見込額が概ね一致すると仮定すると、回収可能見込額は1億円に満たないということになる。つまりこのまま行くと、債権の回収可能見込額を超える相続税が発生する可能性が非常に高いということになる。確かにこれはA氏だけでなく、A氏の相続人にとっても耐え難いことかもしれない。

この問題に対して、甲社の顧問税理士であった乙税理士法人は「DES」すなわち、A氏が甲社に債権の現物出資を行う方法を提案した。これによりA氏の相続財産は「債権」から「甲社株式」へと入れ替わることになる。甲社はもともと簿価で9億円を超える債務超過であるから、9億9000万円の債権を現物出資されて同額の純資産が増加したとしても、まだ資産超過額は1億円に満たない。含み益のある資産がいくつかあり、かつA氏が甲社の発行済み株式の全てを所有していたとしても、「債権」の相続税評価額が9億9000万円と見込まれている現状に比べたら、相続税見込額が激減することは間違いないというわけだ。

2　多額の法人税等が増加

問題はこの「DES」によって甲社に多額の法人税等負担が発生してしまったことだ。「企業再生税制適用場面においてDESが行われた場合の債権等の評価に係る税務上の取扱いについて（経済産業省照会）（国税庁課税部長回答）平成22年2月22日」などで示されているとおり、このような状態で「DES」を実行すれば甲社に多額の「債務消滅益」が発生するのは税務の常識に属する知識だ。甲社には「青色繰越欠損金」もなかったため、この「債務消滅益」にそのまま課税され、甲社に約3億円弱の法人税等負担が発生してしまった。しかも乙税理士法人は「DES」を実行すると、多額の法人税等負担が発生するということを全く事前に説明していなかった。このためトラブルになり、甲社は乙税理士法人の「説明義務違反」によって多額の法人税等負担が発生したとして訴訟を起こしてきたのだ。

3　「解散・清算」をしていれば良かった

ここで最も大きなポイントは甲社が「甲社を『解散・清算』をしていれば、多額の法人税等負担を発生させることなく、ほぼ同額の相続税が減少した。」という趣旨の主張を展開してきたことだ。確かに「解散・清算」によった場合でも、同じように甲社に「債務消滅益」は発生する。しかし「解散・清算」の場合は「期限切れ欠損金」の損金算入が基本的に認められるところが「DES」との決定的な違いだ。確かに「解散・清算」によっていれば「債務消滅益」が発生しても、甲社の「期限切れ欠損金」と相殺できるから法人税等負担は発生しない。そして「DES」でも「解散・清算」でも相続税見込額の減り方は概ね同じだ。甲社は「乙税理士法人には同じだけ相続税を減らすにあたり『解散・清算』という『最良の選択肢』が存在することを説明する義務があったのにそれを怠った。それにより発生した約3億円の法人税等は、乙税理士法人の『説明義務違反』により発生した損害だから全額賠償するべきだ」という趣旨の主張をした。そして東京地裁も東京高裁も、この甲社の主張を全面的に認め、弁護士報酬なども含めて乙税理士法人に約3億3000万円の支払いを命じたのだ。

4　税理士は世の中にある全ての選択肢の中から「最良の選択肢」を常に示さなくてはならないのか

しかしこの「DES事件」の判決はいくつか大きな疑問点が残る。この「DES事件」の最大のポイントを一言で言うと「税理士が『最良の選択肢』を示さなかった」ことが問題であるということだ。つまりA氏の相続税を減らすための「最良の選択肢」である「解散・清算」を示す義務が乙税理士法人にはあり、それを怠ったことにより発生した法人税等は全て税理士法人の責任というわけだ。

一見、筋のとおった理屈のようにも思えるが、このような理屈が大手を振ってまかりとおることになると大変なことになる。例えば顧問先がグループ会社の再編成を検討したとしよう。組織再編成だけでもいくつものパターンがある。繰越欠損金や消費税等、オーナー経営者の相続税や外国法人の問題もあるかもしれない。それらを複合的に検討した「最良の選択肢」を示す義務が常に税理士にはあり「2番目以下の選択肢」を示した場合、常に「最良の選択肢」との税負担差額は税理士の負担ということになる。「そんなバカな話があるわけがない」と思うかもしれない。しかしそう思うならば「DES事件」の東京地裁と東京高裁の判決文を読んでもらいたい。2人の裁判官の理屈は、突き詰めれば間違いなくそういうことなのだから。

5　契約のない税目についても税理士には「信義則上の義務」がある

それどころではない。東京地裁令和元年10月15日判決では、委任契約すらしていない「贈与税」について、税理士の責任があるとして損害賠償を認めている。こちらも概要を説明しよう。

B氏は自身がかつて代表取締役であった丙社に対して5000万円の未収金があったが、丙社に支払のメドがたたないため、顧問税理士の助言により債務免除した。ところがこの債務免除について相続税基本通達9・2により「みなし贈与」が認定され、丙社の株主であり代表取締役でもあるB氏の子C氏に「贈与税」が課税されてしまったのだ。これに対してC氏は顧問税理士から「贈与税」が課税される旨の説明を受けていれば債務免除はしなかったなどとして、顧問税理士を訴えてきた。C氏と顧問税理士の間に「贈与税」の委任契約はなかったものの、東京地裁は税理士には「信義則上の義務」があるとして約140万円の損害賠償の支払いを命じている。

C氏の主張のポイントは「税理士が贈与税がかかることを説明していれば、債務免除はしなかった。この贈与税は税理士が負担するべきだ」ということだが、少し言葉を入れ替えてこの理屈を考えてみよう。「税理士が不動産取得税がかかることを説明していれば、この土地は買わなかった。この不動産取得税は税理士が負担するべきだ」、「税理士が消費税がかかることを説明していれば、このポテトチップスは買わなかった。この消費税は税理士が負担するべきだ」。論理が飛躍していると思うかもしれない。確かにポテトチップスは言い過ぎだろうし、この税理士にも落度はあったように思える。しかし契約がない税目についても税理士に「信義則上の義務」があるということは突き詰めればそういうことだ。

似たような話はまだある。同族関係者間の株式譲渡取引が所得税法59条の「低額譲渡」にあたるとされて更正処分された事案に関連しても「税理士が株式の評価について誤った指導・助言をした」として、延滞税、過少申告加算税だけでなく本税についても税理士に損害賠償請求をしてきている。つまり「税理士が正しい指導・助言をしていれば、株式譲渡取引そのものをしなかったのだから、本税まで税理士が負担するべきだ」という理屈だ。しかも税理士は「本件株式譲渡については指導・助言をしていない。確定申告の際に初めて知った」と繰り返し弁明しているにもかかわらずだ。この裁判については税理士の勝訴が有力となっているが、更正処分にかかる税務訴訟について、納税者側が高裁で逆転勝利するなど迷走していることが大きな要因だ。地裁の判決文の中ではこのような税務訴訟の不安定な動向を勘案して「仮に・・・指導・助言した事実があったとしても・・・税理士としての善管注意義務違反があったとか、不法行為を基礎づける過失（注意義務違反）があったということもできない」とされている。つまり税務訴訟が、あっさりと納税者側の全面敗訴に終っていれば、どうなっていたかはわからないように思える。

6　これは業界全体で取り組む問題

このような税理士の重責化の流れは、業界にとって大きな脅威だ。このようなことが続けば、今後、税理士を目指そうとする若者や国税OBもどんどん減り、税理士制度という仕組み自体が維持できなくなる危険性すらある。税理士の責任範囲を限定する法整備を国に働き掛けるなどの対応をする必要があろう。